

国保制度改革 Q & A

～詳細編～

(作成) 平成30年8月
大分県福祉保健部国保医療課



ぎもん

平成30年4月からは、
県庁に手続きに行くの？

「大分県の国保加入者である」という資格が継続するようになるということは、
県内で別の市町村に引っ越したとき、国保の手続きはしなくて良くなるということ？



こたえ

これまでどおり、手続きはお住まいの市町村窓口だよ。
(県庁では手続きできないよ。)
そのほかのいろいろな手続きも、すべてお住まいの市町村窓口だよ。
○加入や脱退の手続き
○療養費や高額療養費の申請手続き
○保険税に関する手続き など

ただし、平成30年4月から、県内で引っ越した場合、
「大分県の国保加入者である」という資格が継続するようになったよ。

市町村が変われば、保険証や保険料（税）の計算は新しくなるから、
これまでどおり、引っ越し前後の市町村でそれぞれ手続きは必要だよ。

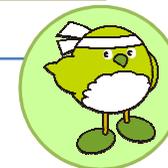


ぎもん

病院などを受診する方法は
これまでと変わるの？

切替えのとき、新しい保険証は、
どこから届くの？

保険証は、何か変わったの？



こたえ

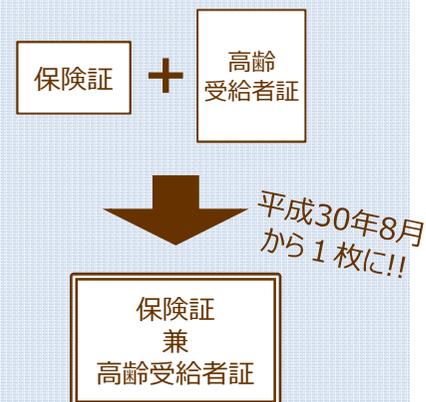
これまでどおり、保険証を持って受診してね。
医療機関で支払う窓口負担割合も変わらないよ。

これまでどおり、お住まいの市町村から交付されるよ。

平成30年8月から、保険証の様式や更新時期を**県内市町村で統一**したよ。

(大きさはこれまでと同じカードサイズで1人1枚、更新時期は8月)

これにあわせて、平成30年8月から、
70歳以上の方が持っている「**高齢受給者証**」と保険証が合体して1枚になった
から、便利だよ。





きもん

医療機関の窓口で、いったん全額支払ってから、あとで払い戻しを受ける、療養費や高額療養費などの手続きはこれまでと変わったの？

高額療養費は制度が変わって聞いたけど、どうなったの？



こたえ

これまでどおり、お住まいの市町村窓口で、療養費や高額療養費などの給付の手続きをしてね。

平成30年4月から、県内でほかの市町村に引っ越した場合、高額療養費の多数回該当(*)について、該当回数引き継がれるようになったよ。

※引き継ぎのための手続きは必要ありません。

※世帯構成が変わらないなどの条件があります。

平成30年8月から、70歳以上の方の高額療養費の区分や計算方法も変わったよ。

※詳しくは、お住まいの市町村窓口でお尋ねください。

(*) 高額療養費の多数回該当とは：
医療機関などの窓口で支払う一部負担金が一定の額（限度額）を超えた場合は、申請によりその超えた額が高額療養費として支給されます。さらに、過去12か月間に4回(月)以上、限度額を超えた場合、4回(月)目以降を多数回該当といい、限度額が安くなります。



ぎもん



こたえ

特定健康診査って何？

血液検査と尿検査を中心にした検査で、糖尿病や動脈硬化による**生活習慣病の兆候やリスクを詳しく調べる検査**だよ。
数値が基準以上の方は、保健師や管理栄養士などが保健指導（生活改善アドバイス）をして、改善のお手伝いをするよ。
40歳以上74歳以下の加入者は、1年に1回、必ず受けてね。

いくらで受けられるの？

7,500円から9,500円相当の検査が**無料で受けられるよ**。
国民健康保険税を納めていただいている方には、市町村が全額補助するよ。

特定健診などの保健事業はこれまでと変わったの？

これまでどおり、お住まいの市町村が、特定健診や特定保健指導などの保健事業を実施するよ。
だから、特定健診の受診券もこれまでどおり、お住まいの市町村から届くよ。

特定健診が、市外の病院でも受けられるようになったの？

平成30年4月から、お住まいの市町村以外でも、**県内の契約医療機関で受診できるよ**。

※該当する医療機関については、お住まいの市町村窓口でお尋ねください。



ぎもん

保険税は何か変わったの？

納税通知書（納付書）は
県から届くの？

保険税の納付方法はどうなっ
たの？



こたえ

これまでどおり、お住まいの市町村が、保険税の決定・賦課をするよ。

※平成30年度から、県が医療費水準や所得水準を考慮して、市町村ごとの標準的な保険税率を示して、そのうえで市町村がそれぞれ税額（率）を決定することとなります。

これまでどおり、お住まいの市町村から届くよ。

これまでどおり、お住まいの市町村が決めた納期、納付方法で納めてね。

口座振替にすると、納め忘れがなくて便利だよ。



ぎもん

加入している私たちが
知っておくことは何かある？

私たちが気をつけることはあ
る？

ほかには何かある？



こたえ

国保は加入者で支え合う制度だけど、加入者が支払う保険税だけでなく、会社員の方などが加入している**被用者保険からも支援を受けているよ。**

例えば、同じ病気で別々の薬局から薬をもらっていると、患者さんの負担が増えるだけでなく、市町村の負担、すなわち加入者みんなの負担も増えるよ。

こういったことが積み重なって、加入者みんなの保険税額が上がる可能性があるよ。

もちろん、必要な薬はきちんともらって、きちんと飲んでね。

加入者一人ひとりが、みんなのことを考えるのが大切だよ。

なにをするにも健康が一番！みんながからだに気をつけることが大事だよ。40歳以上の方は、**無料（※）**で特定健康診査を受けることができるよ。年に1回は体のチェックをしてね。

（※）厚労省が定める検査項目は無料です。

市町村によっては、加入者の方や市町村が負担して、検査項目を増やしている場合があります。

ちなみに、歩く健康づくりには、スマホ専用アプリの「**おおいた歩得（あるとつく）**」もオススメだよ。 <http://oita-altok.jp/>

※アプリは無料で利用できますが、ダウンロードには通信料がかかります。

